

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第17号

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則（平成5年倉吉市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前			
<p>(指定袋の種類等)</p> <p>第2条の2 条例第20条第2項に規定する市長が指定するごみ袋（以下「指定袋」という。）は、次の表のとおりとする。</p>			<p>(指定袋の種類等)</p> <p>第2条の2 条例第20条第2項に規定する市長が指定するごみ袋（以下「指定袋」という。）は、次の表のとおりとする。</p>			
袋の種類		規格	袋の種類		規格	手数料の額
指定袋（高密度ポリエチレン製白色半透明袋）	小袋	容量10リットル、縦50センチ、横30センチ、厚さ0.035ミリ	指定袋（高密度ポリエチレン製白色半透明袋）	小袋	縦68センチ、横50センチ、厚さ0.035ミリ	1袋につき 21円
	中袋	容量20リットル、縦68センチ、横35センチ、厚さ0.035ミリ		大袋	縦83センチ、横65センチ、厚さ0.035ミリ	
	大袋	容量40リットル、縦83センチ、横46センチ、厚さ0.035ミリ				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の第2条の2の表の小袋及び大袋は、この規則の施行の日以後、それぞれこの規則による改正後の第2条の2の表の中袋及び大袋とみなす。